

## 発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年9月30日
【発行者の名称】	ウェルビングループ株式会社 (Wellbin Group Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 玉置 義議
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市坂之下17番地1号
【電話番号】	(04)2951-6233 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 板倉 公洋
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ウェルビングループ株式会社 <a href="https://www.wellbingroup.co.jp/">https://www.wellbingroup.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第2期	第3期
決算年月又は会計期間	自 2021年1月1日 至 2021年6月30日	自 2022年1月1日 至 2022年6月30日	自 2020年6月1日 至 2020年12月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日
売上高 (千円)	4,754,237	4,413,814	4,986,786	9,266,144
経常利益 (千円)	341,569	269,053	212,316	587,819
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	227,110	171,762	141,006	389,242
中間包括利益又は包括利益 (千円)	224,059	173,763	141,675	386,018
純資産額 (千円)	1,126,890	1,462,614	902,831	1,288,850
総資産額 (千円)	4,732,747	5,837,860	4,620,904	5,465,243
1株当たり純資産額 (円)	557.87	724.07	446.95	638.04
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	112.43	85.03	69.81	192.69
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.8	25.1	19.5	23.6
自己資本利益率 (%)	22.4	12.5	16.9	35.5
株価収益率 (倍)	—	35.3	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	383,073	35,639	166,999	539,901
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△50,690	△241,169	△94,029	△938,561
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△33,220	153,120	183,179	473,448
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	1,632,771	1,355,987	1,333,607	1,408,396
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	240 (43)	271 (54)	235 (51)	240 (44)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 株価収益率については、第2期、第3期中及び第3期は当社株式が非上場であったため記載しておりません。  
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。  
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

5. 2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
6. 第3期の連結財務諸表及び第4期中間期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第2期の連結財務諸表及び第3期中間期の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、それぞれ監査法人コスモスの監査及び中間監査を受けております。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 当社は、2020年3月に株式移転により設立されております。また、第2期において、当社及び連結子会社の決算期を変更しており、業績については、当社及び連結子会社の2020年6月1日から2020年12月31日までの数値をもとに作成しております。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2022年6月30日現在

従業員数（人）
271 (54)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
2. 当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 発行者の状況

2022年6月30日現在

従業員数（人）
1 (—)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。  
2. 当社グループは、自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るいましたが、先進国を中心にワクチン接種が進み、各種政策や海外経済の改善効果もあり、持ち直しに向かうことが期待されます。ただし、国内外の感染症の動向や世界金融資本市場の変動等の影響等について留意する必要があります。

このような環境のなか、当社グループの属する自動車業界（主に軽自動車）におきましては、2022年1月から2022年6月までの国内軽自動車登録台数は602,118台（前年同期比82.2%）と前年を下回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ・一般社団法人全国軽自動車協会連合会統計データ）

このような状況のなか、『最高に安心・安全なカーライフを提供する』というミッションに基づき、感染予防の徹底によるお客様との対面商談以外に、Web商談・SNS等の販促を強化する事により、従来型の来店によるお客様との商談に頼らない営業活動に注力して参りました。その結果、当中間連結会計期間における売上高は4,413,814千円（前年同期比7.2%減）、売上総利益997,901千円（前年同期比0.0%減）、販売費及び一般管理費720,950千円（前年同期比10.2%増）、営業利益は276,950千円（前年同期比19.5%減）、経常利益は269,053千円（前年同期比21.2%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は171,762千円（前年同期比24.4%減）となりました。

なお、当社グループは自動車販売及びその附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は1,355,987千円（前連結会計年度末比52,409千円減少）となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

###### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、35,639千円の収入（前年同期は383,073千円の収入）となりました。これは主として、税金等調整前中間純利益の計上269,053千円、前受金の増加額179,106千円が生じた一方で、棚卸資産の増加額298,297千円、法人税等の支払額166,515千円が生じたこと等によるものです。

###### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、241,169千円の支出（前年同期は50,690千円の支出）となりました。これは主として、川越新店準備に向けた有形固定資産の取得による支出234,678千円によるものです。

###### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、153,120千円の収入（前年同期は33,220千円の支出）となりました。これは主として、新規出店資金目的などの長期借入れによる収入200,000千円によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループの事業は受注の形態をとらないため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当社グループは自動車販売及びこれらの附帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えてを事業部門別に記載しております。

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
自動車販売事業	3,244,958	△0.7
自動車整備事業	859,762	△28.1
保険代理店その他事業	309,093	5.8
合計	4,413,814	△7.2

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準等」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益と認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から、他の事業者を支払う額を控除した純額で認識しております。この結果、自動車整備事業の当中間連結会計期間の売上高及び売上原価は362,983千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益への影響はありません。

### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は 2022 年 3 月 30 日に提出した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(J-Adviser との契約について)

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 2 月 28 日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記

載した書面

- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全

部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

#### ⑧有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書並びに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

#### ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

#### ⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

#### ⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

#### ⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

#### ⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

#### ⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

#### ⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ130,293千円増加(4.4%増)し3,107,471千円となりました。これは主として、川越新店準備に向けた在庫確保のための商品の増加287,418千円、季節変動による前渡金の減少133,126千円などによるものです。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ242,323千円増加(9.7%増)し2,730,388千円となりました。これは主として、川越新店準備に向けた建設仮勘定の増加201,732千円などによるものです。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ235,859千円増加(15.6%増)し1,751,632千円となりました。これは主として、顧客への納車前に入金の増加による前受金の増加179,106千円などによるものです。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ37,007千円減少(1.4%減)し2,623,614千円となりました。これは、主に長期借入金の約定返済による減少です。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ173,763千円増加(13.5%増)し1,462,614千円となりました。これは主として、親会社株主に帰属する中間純利益171,762千円の計上などによるものです。

### (3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2022年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,980,000	2,020,000	2,020,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,000,000	5,980,000	2,020,000	2,020,000		—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年1月1日～ 2022年6月30日	—	2,020,000	—	30,000	—	—

## (6) 【大株主の状況】

2022年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
玉置 義議	東京都練馬区	1,691,500	83.74
板倉 公洋	東京都練馬区	120,000	5.94
高須 俊久	埼玉県さいたま市見沼区	100,000	4.95
原 敏昭	埼玉県羽生市	50,000	2.48
神杉 卓	埼玉県所沢市	20,000	0.99
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	15,000	0.74
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	10,000	0.50
ヤマヒロ株式会社	東京都新宿区北新宿4-1-1	6,900	0.34
中村オートパーツ株式会社	東京都練馬区谷原1-22-2	6,600	0.33
計	—	2,020,000	100.0

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,020,000	20,200	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,020,000	—	—
総株主の議決権	—	20,200	—

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2022年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	—	3,000	3,000	—	—	—
最低(円)	—	3,000	3,000	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2022年1月、4月、5月及び6月については売買実績がありません。

## 3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,408,396	1,355,987
売掛金	91,574	119,444
商品	1,046,591	1,334,010
原材料及び貯蔵品	27,041	22,867
前渡金	258,627	125,501
その他	145,963	150,955
貸倒引当金	△1,016	△1,294
流動資産合計	2,977,178	3,107,471
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※1、※2 394,602	※1、※2 380,657
機械装置及び運搬具（純額）	※1 121,759	※1 136,732
工具、器具及び備品（純額）	※1 8,670	※1 7,077
土地	※2 1,391,396	※2 1,391,396
建設仮勘定	3,500	205,232
有形固定資産合計	1,919,928	2,121,097
無形固定資産		
ソフトウェア	7,728	6,352
その他	559	748
無形固定資産合計	8,287	7,101
投資その他の資産		
投資有価証券	30,829	35,278
関係会社株式	※3 43,042	※3 52,042
出資金	25,497	20,819
長期貸付金	163,200	163,200
差入保証金	77,436	77,599
保険積立金	148,344	166,746
繰延税金資産	7,861	24,746
その他	63,637	61,756
投資その他の資産合計	559,848	602,189
固定資産合計	2,488,065	2,730,388
資産合計	5,465,243	5,837,860

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	203,695	137,468
短期借入金	100,000	206,050
1年内返済予定の長期借入金	※2、※4 375,066	※2、※4 454,609
未払金	74,141	66,818
未払費用	65,942	51,268
未払法人税等	166,495	119,733
未払消費税等	81,703	31,495
前受金	415,434	594,541
賞与引当金	15,051	60,204
その他	18,240	29,442
流動負債合計	1,515,772	1,751,632
固定負債		
長期借入金	※2、※4 2,656,088	※2、※4 2,623,614
繰延税金負債	4,533	—
固定負債合計	2,660,621	2,623,614
負債合計	4,176,393	4,375,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	399,088	399,088
利益剰余金	864,654	1,036,416
株主資本合計	1,293,742	1,465,505
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△4,892	△2,890
その他の包括利益累計額合計	△4,892	△2,890
純資産合計	1,288,850	1,462,614
負債純資産合計	5,465,243	5,837,860

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	
売上高		4,754,237		4,413,814
売上原価		3,755,937		3,415,913
売上総利益		998,299		997,901
販売費及び一般管理費	※1	654,240	※1	720,950
営業利益		344,058		276,950
営業外収益				
受取利息		7		7
受取配当金		2,328		96
補助金収入		4,270		3,540
受取保険金		1,691		2,529
その他		7,352		3,948
営業外収益合計		15,651		10,121
営業外費用				
支払利息		7,350		11,181
匿名組合投資損失		9,951		6,518
その他		838		317
営業外費用合計		18,140		18,018
経常利益		341,569		269,053
税金等調整前中間純利益		341,569		269,053
法人税、住民税及び事業税		147,569		119,752
法人税等調整額		△33,111		△22,461
法人税等合計		114,458		97,291
中間純利益		227,110		171,762
親会社株主に帰属する中間純利益		227,110		171,762

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
中間純利益	227,110	171,762
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△3,051	2,001
その他の包括利益合計	△3,051	2,001
中間包括利益	224,059	173,763
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	224,059	173,763

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の 包括利益 累計額合 計	
当期首残高	30,000	399,088	475,411	904,500	△1,668	△1,668	902,831
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する 中間純利益			227,110	227,110			227,110
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）					△3,051	△3,051	△3,051
当中間期変動額合計	—	—	227,110	227,110	△3,051	△3,051	224,059
当中間期末残高	30,000	399,088	702,522	1,131,610	△4,720	△4,720	1,126,890

当中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の 包括利益 累計額合 計	
当期首残高	30,000	399,088	864,654	1,293,742	△4,892	△4,892	1,288,850
当中間期変動額							
親会社株主に帰属する 中間純利益			171,762	171,762			171,762
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）					2,001	2,001	2,001
当中間期変動額合計	—	—	171,762	171,762	2,001	2,001	173,763
当中間期末残高	30,000	399,088	1,036,416	1,465,505	△2,890	△2,890	1,462,614

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	341,569	269,053
減価償却費	37,470	46,458
補助金収入	△4,270	△3,540
受取保険金	△1,691	△2,529
賞与引当金の増減額 (△は減少)	46,250	45,153
受取利息及び受取配当金	△2,336	△103
支払利息	7,350	11,181
売上債権の増減額 (△は増加)	△4,793	△27,870
棚卸資産の増減額 (△は増加)	75,165	△298,297
仕入債務の増減額 (△は減少)	△71,936	△66,227
未払金の増減額 (△は減少)	△126,487	△7,323
前受金の増減額 (△は減少)	73,019	179,106
その他	55,955	62,100
小計	425,265	207,163
利息及び配当金の受取額	2,336	103
利息の支払額	△7,350	△11,181
補助金の受取額	4,270	3,540
保険金の受取額	1,691	2,529
法人税等の支払額	△43,139	△166,515
営業活動によるキャッシュ・フロー	383,073	35,639
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△24,696	△234,678
投資有価証券の取得による支出	△19,593	△1,403
その他	△6,401	△5,086
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,690	△241,169
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	115,562	106,050
長期借入れによる収入	—	200,000
長期借入金の返済による支出	△148,783	△152,930
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33,220	153,120
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	299,163	△52,409
現金及び現金同等物の期首残高	1,333,607	1,408,396
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,632,771	※ 1,355,987

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称：株式会社グローバンネット、株式会社高須自動車

(2) 主要な非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称：リアル・バリュー株式会社、ウェルビンマーケティング株式会社、WELLBIN INC.

(注) 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

リアル・バリュー株式会社、ウェルビンマーケティング株式会社、WELLBIN INC.

(注) 非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物：定額法を採用しております。

機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品：定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	7～50年
機械装置及び運搬具	2～17年
工具、器具及び備品	2～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、自動車販売及びその附帯業務として、主に自動車販売事業及び自動車整備事業を行っております。自動車販売事業については、自動車を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、自動車整備事業については、車検、整備及び钣金修理等のサービス提供時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益と認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から、他の事業者を支払う額を控除した純額で認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

この結果、当中間連結会計期間の売上高及び売上原価は 362,983 千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益への影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日)第 7-4 項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	765,394千円	774,917千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
建物及び構築物(純額)	79,193	76,791
土地	922,169	922,169
合計	1,001,362	998,961

担保付債務は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	116,178千円	116,178千円
長期借入金	1,027,289	963,362
合計	1,143,467	1,079,540

※3 非連結子会社に対するものは次のとおりであります

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
関係会社株式	43,042千円	52,042千円

※4 コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行2行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
コミットメントラインの総額	900,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	900,000	1,100,000
差引額	—	200,000

なお、コミットメントライン契約の内訳は次のとおりです。コミットメントライン契約には財務制限条項が付されております。

(1) コミットメントライン契約(2020年9月)

相手先	株式会社埼玉りそな銀行
極度額	1,000,000千円
借入実行残高	800,000千円

- ① 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上の金額に維持すること。
- ② 各年度の決算期における連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(2) コミットメントライン契約 (2020年11月)

相手先	株式会社みずほ銀行
極度額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円

- ① 各年度の決算期における単体の損益計算書及び連結損益計算書の経常損益が、損失とならないようにすること。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
給料手当	195,313千円	213,402千円
賞与引当金繰入額	30,881	24,802
広告宣伝費	79,445	80,093

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,200	—	—	20,200
合計	20,200	—	—	20,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,020,000	—	—	2,020,000
合計	2,020,000	—	—	2,020,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
現金及び預金勘定	1,632,771千円	1,355,987千円
現金及び現金同等物	1,632,771	1,355,987

### (リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2021年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	30,829	30,829	—
(2)長期貸付金	163,200	163,200	—
資産計	194,029	194,029	—
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	3,031,154	3,026,892	△4,262
負債計	3,031,154	3,026,892	△4,262

当中間連結会計期間（2022年6月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)投資有価証券	35,278	35,278	—
(2)長期貸付金	163,200	163,200	—
資産計	198,478	198,478	—
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	3,078,223	3,074,462	△3,761
負債計	3,078,223	3,074,462	△3,761

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

現金及び預金、売掛金

短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

#### 負債

買掛金、未払金、短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
関係会社株式	43,042千円	52,042千円
出資金	25,497	20,819

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2022年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	35,278	—	—	35,278
資産計	35,278	—	—	35,278

### (2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間（2022年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	163,200	—	163,200
資産計	—	163,200	—	163,200
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	3,074,462	—	3,074,462
負債計	—	3,074,462	—	3,074,462

### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を当該貸付金の残存期間及び信用リスクを加味した国債等の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、市場金利に連動する変動金利であり、貸付先の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

#### 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### (有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

### (収益認識関係)

当中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	販売高（千円）
自動車販売事業	3,244,958
自動車整備事業	859,762
保険代理店その他事業	309,093
顧客との契約から生じる収益	4,413,814
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,413,814

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位：千円)

	当中間連結会計期間	
	期首残高	中間期末残高
顧客との契約から生じた債権	91,574	119,444

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**【関連情報】**

前中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2021年1月1日 至 2021年6月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当中間連結会計期間 (2022年6月30日)
1株当たり純資産額（円）	638円04銭	724円07銭

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり中間純利益（円）	112円43銭	85円03銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	227,110	171,762
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	227,110	171,762
普通株式の期中平均株式数（株）	2,020,000	2,020,000

(注) 1. 当社は、2021年11月15日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(綿仁株式会社の株式取得による連結子会社化について)

当社は、2022年9月16日開催の取締役会において、綿仁株式会社の普通株式100%の新規取得により、完全子会社化することを決議し、2022年9月28日に株式取得に係る契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 綿仁株式会社

事業の内容 石油製品の販売・自動車の販売・賃貸、及び整備事業等

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、オート事業の更なる成長に向けて、現在の北関東エリア（埼玉県・茨木県）での店舗展開から南関東エリアへの事業エリア拡大を目指し、静岡県東部エリアに11店舗を展開している「綿仁株式会社」を当社グループへ迎えることといたしました。

同社は、ガソリンスタンドの店舗展開を基盤とし、車両販売・整備・及びカーリース事業を展開しております。当社グループの車両販売・整備のノウハウと同社の顧客基盤を活かしたシナジー効果が発揮できるものと考えております。

オート事業は、当社グループの中核事業としての位置づけのもと、更なる発展による企業価値向上に取り組んでまいります。

(3) 企業結合日

2022年11月16日

(4) 企業結合の法的形式

当社による現金を対価とした株式の取得

(5) 結合後の企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	210,000千円
取得原価		210,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原価、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年9月30日

ウェルビングループ株式会社  
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 相羽 美香子

### 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルビングループ株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ウェルビングループ株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されている通り、会社は2022年9月16日開催の取締役会において、綿仁株式会社の全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2022年9月28日付で株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に及ぼす影響ものではない。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。